

被災地域における標本設計について（案）

○東日本大震災の被害が甚大であった被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）における標本設計方法を以下のとおり具体化した。

1 調査対象からの除外

○平成25年2月1日を基準日に実施する単位区設定及びその後、10月1日を調査期日として実施する実査において、安全かつ正確に調査等を実施できないことが明白な地域については、あらかじめ調査対象から除外する。

1) 福島原発避難区域

区域の定義、範囲は流動的であるが、現段階においては「原発警戒区域に属する調査区」を全て調査対象から除外する。
（約600調査区・福島県全調査区の約3.8%）

2) 津波等の被害が甚大な地域

津波等による被害が甚大で、安全な調査活動を担保できない地域を調査対象から除外する。
（当該地域の選定は市町村に依頼予定）

3) 応急仮設住宅がある地域

応急仮設住宅（約5.3万戸）が集団的に調査対象になる地域では、調査結果に大きな偏りが生じる恐れがあるとともに、調査員による円滑な調査が困難であると想定されることから、調査対象から除外することを視野に被災3県と調整する。
（約700調査区・被災3県全調査区の約1.7%）

ただし、応急仮設住宅であっても、公営住宅や借上げ住宅等に居住している場合については事前に除外できないため、調査対象となる可能性がある。

なお、被災自治体にヒアリングを行った結果、応急仮設住宅に入居する世帯の心情等を考慮すると、正確かつ円滑な調査実施が困難である旨、一部の自治体から報告を受けているところ。

4) その他の地域

上記以外にも、安全かつ正確な調査活動が担保できないと認められる場合、当該地域についても併せて除外する。

2 新たな層の設定

- 平成22年国勢調査時点における「層」と震災後の実態との乖離を抑制するため、「浸水全壊地域」に係る層を新たに設定する。震災後、調査区内の住宅等のほとんどが全壊（流失等）している調査区について、調査時点が平成25年10月であることを考慮すると、直ちに調査対象外と判断することは不相当である一方、何ら考慮せずに当該調査区を抽出した場合、結果として調査対象がゼロの調査区が多数発生する可能性もあり、結果精度に悪影響を及ぼす恐れがある。
- 浸水被害を考慮した層の設定方法に係る山田委員の考察（シミュレーション）が行われ、その結果、浸水被害による層の変化が集計に与える影響は大きくないものの、従来どおりの層を設定するよりも、浸水地域に係る新たな層を設定したほうが結果精度が向上する旨の結論を得た。
- 以上のことから、調査区内の住宅のほとんどが全壊（流失等）している調査区は、「浸水全壊地域」として層化（※1）した上で、その抽出率を一般の調査区の半分程度に抑制する。
（従来、世帯数がゼロの調査区については層化して、抽出率を2分の1に設定しているため、これに準ずる取扱いとする。）
- 現在の推計では、「浸水全壊地域」の層に分類される調査区数は概ね以下のとおりとなる。
 - 岩手県：約600調査区（県内全調査区の約5.7%）
 - 宮城県：約950調査区（県内全調査区の約5.6%）
 - 福島県：約130調査区（県内全調査区の約0.9%）（※2）

※1：層の設定に当たっては、被害規模の大小に応じて、層を細分化（2層化）することも想定している。

※2：福島県のデータには、被害規模を実地に把握できない地域（原発警戒区域等）は含まれていない。

3 集計方法について

- 住宅・土地統計調査では、全市区及び人口1.5万人以上の町村について、地域別結果表章を行っている。そのため、当該市区町村においては結果表章に必要な調査区数を当該市区町村内において確保する必要がある。しかしながら、調査対象外となる地域が多数ある場合には、当該地域の結果表章が不可能となる場合もある。（特に、原発警戒区域に全域が含まれる富岡町（人口約1.6万人）では、結果表章が不可能となる。）
- 人口1.5万人未満の町村については、従来、都道府県単位で調査区を抽出しているため、所要調査区数を同一県内において確保することとする。
- 結果表章の方法・範囲は、今後、被災3県及び市町村と結果表のニーズ等も踏まえて個別に調整した上で、決定する。